

## あきた治験ネットワーク 運営委員会 規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、あきた治験ネットワーク規約第5条第2項の規定に基づき、あきた治験ネットワーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

### (所管事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 治験ネットワークの組織、運営に関する事項
- (2) 治験ネットワーク関係の規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) その他治験ネットワークの運営に関する重要事項

### (組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 秋田大学医学部附属病院長
- (2) 治験ネットワーク参加医療機関の代表 若干名
- (3) 治験ネットワークの診療領域グループリーダー 若干名
- (4) 秋田大学医学部長、秋田県医師会役員、秋田県健康福祉部長

2 前項第2号及び第3号の委員は、治験ネットワーク事務局長の推薦に基づき運営委員会委員長が委嘱する。第4号の委員は、その職にある者に対して、運営委員会委員長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

### (委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、秋田大学医学部附属病院長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 緊急を要する事項又は軽易な事項については、第1項の規定にかかわらず、書面又は持ち回りの方法による全委員からの意見聴取をもって、会議が成立したものとみなすことができる。

(代理出席)

第7条 第3第1項第2号、第3号及び第4号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、治験ネットワーク事務局において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月2日から施行する。
- 2 あきた治験ネットワーク設立準備会委員を委嘱された者は、設立時の委員となり、この規程に規定する手続を経たものとみなす。
- 3 設立当初の委員任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 この規程は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。